総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表（第三条関係）

改正後		改正前	
法令名	条項	法令名	条項
［略］		［略］	
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	第二十八条第一項、第三十二条第二項、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十五条の十一第三項及び第四項並びに第三十八条第一項から第三項まで	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	第二十八条第一項、第三十三条並びに第三十八条第一項、第二項及び第四項
［略］		［同上］	
独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）	第二十一条及び第二十二条	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）	第五条及び第六条
［略］		［同上］	
電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）	第一条第一項、第四条第一項から第三項まで並びに第五条第一項から第三項まで及び第五項	電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）	第一条第一項、第四条第一項から第三項まで並びに第五条第一項から第三項まで及び第五項
［略］		特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令（平成十三年総務省令第百八十一号）	本則
［略］		［同上］	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）	第十一条第一項及び第二十八条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）	第十一条第一項及び第二十八条第一項
［略］		［同上］	
独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令（平成二十七年総務省令第二十八号）	第十一条		
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第三号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十日

外務大臣　河野　太郎

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令（平成二十六年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。